

別紙 1

七十七銀行健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について 新旧条文対照表

新	旧
(前文) (略) 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。 ・当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（<u>被保険者記号番号</u>、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。 ・「被保険者資格取得届」提出の際、年金手帳保持者には、年金手帳を添付していただき、チェックの上、年金事務所に渡します。 ・「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。 ・「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、<u>資格情報のお知らせ及び必要に応じて資格確認書</u>の発行を行います。 ・「被保険者資格喪失届」の際に、<u>資格確認書</u>を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。 ・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。 ・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。	(前文) (略) 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。 ・当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（<u>保険証の記号番号</u>、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。 ・「被保険者資格取得届」提出の際、年金手帳保持者には、年金手帳を添付していただき、チェックの上、年金事務所に渡します。 ・「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。 ・「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、<u>被保険者証</u>の発行を行います。 ・「被保険者資格喪失届」の際に、<u>被保険者証</u>を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。 ・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。 ・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。

新	旧
・「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することがあります。 ・医療機関や他の保険者（市区町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。 ・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。 ・「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。 ・「マスター」作成及び入力処理の一部、<u>資格情報のお知らせ及び資格確認書</u>の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者の株式会社トインクスに委託しています。 ・健診受診申し込み者について、「マスター」の<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関及および同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。 ・契約保養所利用者について、「マスター」の氏名、年齢、続柄を契約施設に渡し、施設利用申し込みに利用します。 ・常備薬の配布について、「マスター」の氏名、住所データを白石薬品株式会社に渡し、常備薬配布に利用します。	・「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することがあります。 ・医療機関や他の保険者（市区町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の<u>保険証</u>の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。 ・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の<u>保険証</u>の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。 ・「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。 ・「マスター」作成及び入力処理の一部、<u>被保険者証</u>の発行、保険料納入告知書等の作成を健康保険業務システム業者の<u>東北インフォメーション・システムズ株式会社</u>に委託しています。 ・健診受診申し込み者について、「マスター」の<u>被保険証</u>の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関及および同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。 ・契約保養所利用者について、「マスター」の氏名、年齢、続柄を契約施設に渡し、施設利用申し込みに利用します。 ・常備薬の配布について、「マスター」の氏名、住所データを白石薬品株式会社に渡し、常備薬配布に利用します。

新	旧
2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。 ・業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。 ・給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。 ・出産育児一時金の請求者について、「マスター」の<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、住所データを用いて、育児関連図書を送付します。 ・出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。 ・他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。 ・傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認または訪問調査し、給付の決定を行います。	2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。 ・業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。 ・給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。 ・出産育児一時金の請求者について、「マスター」の<u>被保険証の</u>記号番号、氏名、住所データを用いて、育児関連図書を送付します。 ・出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の<u>被保険証の</u>記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。 ・他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。 ・傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認または訪問調査し、給付の決定を行います。
3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりC S V情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者の<u>株式会社トイックス及び株式会社アイネスリレーションズ東北支社</u>にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。	3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりC S V情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者の<u>東北インフォメーション・システムズ株式会社</u>にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。

新	旧
・レセプトデータの内容・縦覧点検をALSOK岩手株式会社に委託し、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。 ・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。 ・同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、<u>被保険者等</u>記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。 ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。 ・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。 ・レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。 ・開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。	・レセプトデータの内容・縦覧点検をALSOK岩手株式会社に委託し、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。 ・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、<u>被保険証の</u>記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。 ・同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、<u>被保険証の</u>記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。 ・レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。 ・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。 ・レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。 ・レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。 ・開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。

新	旧
<u>・レセプトデータを基に、加入者向けウェブサービス運営業者の株式会社JMD Cに委託し、医療費通知を加入者に通知します。</u> ・交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該 患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。 ・海外で医療を受けた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、AL SOK岩手株式会社に委託します。 ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連<u>組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ</u>に送付し、医療費の助成を受けます。 ・レセプトの過誤請求が生じた場合には、オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替を行うため、審査支払機関に対し資格情報の提供を行います。 ・資格喪失者等のレセプトが誤って届いた場合には、再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供を行います。 ・オンライン資格確認等システムを利用し、保険者間で被保険者等の資格関連情報及び特定検診データの提供を行うことがあります。 4 (略) 5 (略) 6 特定個人情報について 特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー。個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。	<u>・レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者の東北インフォメーション・システムズ株式会社に委託し、医療費通知を加入者に通知します。</u> ・交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。 ・海外で医療を受けた方の医療費明細書等を日本語に翻訳するため、AL SOK岩手株式会社に委託します。 ・健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・<u>交付金交付事業グループ・高額医療担当</u>に送付し、医療費の助成を受けます。 ・レセプトの過誤請求が生じた場合には、オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替を行うため、審査支払機関に対し資格情報の提供を行います。 ・資格喪失者等のレセプトが誤って届いた場合には、再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供を行います。 ・オンライン資格確認等システムを利用し、保険者間で被保険者等の資格関連情報及び特定検診データの提供を行うことがあります。 4 (略) 5 (略) 6 特定個人情報について 特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー。個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

新	旧
特定個人情報「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。 なお、<u>番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。</u> また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。 （１） （略） （２） （略）	特定個人情報「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。 なお、<u>下記 1、2 における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があります、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。</u> また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。 （１） （略） （２） （略）